

独島呼称考

—韓国政府版「独島：六世紀以来韓国の領土」批判*—

下條正男

A criticism of “Dokdo·Korea Territory

Since the Sixth Century”

Masao SHIMOJO

はじめに

本稿は 2005 年 6 月、韓国政府直属の「東北アジアの平和のための正しい歴史定立企画団」（現、東北アジア歴史財団）が発刊した広報小冊子『独島、六世紀以来韓国の領土』を中心に、独島（日本名・竹島）を韓国領とする韓国側の論拠を検証するものである。なお、竹島問題に関する韓国側の動向等については、紙数の関係から割愛した。

今回、竹島問題を取り上げたのは 2005 年 3 月 16 日、島根県議会が「竹島の日」条例を制定して以来、韓国側による政府レベルの攻勢が続く一方、日本政府からは反論らしい反論がなされず日韓関係は悪化の一途を辿っているからである。

それでは日本政府は、竹島問題をどのように捉えていたのだろうか。それを知る機会が 2007 年 8 月 30 日、「竹島の日」条例の制定当時、外務大臣であった町村信孝氏が安倍政権下で再び外務大臣に就任し、大臣接見室前で会見した際に訪れた。

「それぞれの自治体がそれぞれの考え方で物事を決める。それを韓国はとめると政府に要求してきて、それは日本の地方自治の建前上、出来ないと言ってお断りをした。それは私はそれぞれの自治体が為さることですから、それはそれで各自治体の行動を尊重したいと思っております」（註 1）

この会見で明らかになったことは、「竹島の日」条例制定当時の外務大臣であった町村信孝氏にとって、二年後も竹島問題は一地方自治体の問題でしかなかったということである。

だが無人島のリヤンコ島が「竹島」と命名され、明治政府の「内閣決議」によって島根県に編入が決まったのは明治 38 年（1905 年）1 月 28 日。島根県が「島根県告示第 40 号」によつて竹島を隱岐島司の管轄に付すのは 2 月 22 日である。戦前までの日本は、竹島を実効支配していたのである。

ところが昭和 27 年（1952 年）1 月 18 日、韓国側が公海上に「李承晩ライン」を引き、二

* 『人文・自然・人間科学研究 第 19 号』（拓殖大学論集 270）[2008 年 3 月発行] に発表した同論文を、一部修正して掲載した。

年後の 1954 年 9 月に竹島を占拠して以来、不法占拠は今も続いている。歴史的事実としてみた時、日本は韓国によって国土の一部を侵略され、国家主権を侵され続けているのである。

一方、韓国側では、「朝鮮侵略の最初の犠牲の地」(註 2) とする歴史認識を根拠に、日韓には領土問題は存在しないとしてきた。それが島根県の「竹島の日」条例を契機として韓国側が動き、日韓関係が俄かに悪化したのである。そのきっかけは「竹島の日」条例が制定される直前の 3 月 6 日、韓国の盧武鉉大統領が「持続可能な機関の設置」を指示し、4 月 20 日には大統領直属の「東北アジアの平和のための正しい歴史定立企画団」を発足させたことによる。本稿で取り上げる『独島・六世紀以来韓国の領土』は、その「東北アジアの平和のための正しい歴史定立企画団」が示した最初の歴史的根拠である。以下は、その『独島・六世紀以来韓国の領土』に対する史的検証である。

1. 竹島は六世紀以来韓国領であったのか

『独島・六世紀以来韓国の領土』によると、「独島は去る 1500 年間、大韓民国の領土であった」という。その根拠としては、「独島は韓国の歴史上、于山島、三峯島、可支島、石島など、多様な名前で呼ばれ」たことを挙げ、歴史的根拠を次のように述べている。

「独島に関する最初の記録は、西暦 512 年に新羅の異斯夫が木で作った獅子を利用した計略で、于山国を征服したとする三国史記の記録である」(註 3)

ここで韓国側が、六世紀以来、独島が韓国領であったとする根拠は、『三国史記』(「新羅本紀第四」) の次の記事である。

「十三年夏六月、于山国帰服。歲以土宜為貢。于山国在溟州正東海島。或名鬱陵島。地方一百里」(註 4)

だがこの『三国史記』の記事は、于山国と称していた鬱陵島が新羅に帰属した事実を記録するだけで、独島が新羅領となった論拠にはならない。それは同記事で、于山国の疆域を「地方一百里」(註 5) と明記し、そこには独島は含まれていないからだ。これは『三国遺事』の当該記事が、鬱陵島の広さを「周廻二万六千七百三十歩」(註 6) として、その疆域を鬱陵島一島とするのと同じである。

では『独島・六世紀以来韓国の領土』では何故、竹島を于山国に含めたのか。それについて『独島・六世紀以来韓国の領土』は、「当時、于山国の領土は鬱陵島本島とその付属の独島などで構成され、東海に鬱陵島と独島の二島が存在し」、その「地理的認識」が『世宗実錄地理志』(1454 年) と『新增東國輿地勝覽』(1531 年) に現れている、としている。

だがここには未解決の問題があった。確かに『世宗実錄地理志』と『新增東國輿地勝覽』には、鬱陵島と于山島の名が記載されているが、韓国側ではその于山島が現在の独島であったとの証明を済ませていないからである。

それでは韓国側が于山島を独島とする根拠は、どこにあったのか。韓国側が依拠するのは、英祖 46 年 (1770 年) に成立した官撰の『東國文献備考』(「輿地考」) に収められた次の分註である。

「輿地志に云う、鬱陵于山皆于山國の地。于山は倭の所謂松島なり」

韓国側では、この『東国文献備考』の分註を根拠として、前半の「鬱陵于山皆于山國の地」を根拠に于山島を于山國（鬱陵島）の属島と解釈し、後半の「于山は倭の所謂松島なり」に依拠して、日本の松島（現在の竹島）（註7）を朝鮮領の于山島としたのである。

だが既述のように、『三国史記』の記事からは、512年に独島が韓国領になったとともに、独島を鬱陵島の属島とすることも出来なかった。それに韓国側が依拠する『東国文献備考』の分註は、柳馨遠が1656年に編述した『東国輿地志』からの引用文で、当然、「于山は倭の所謂松島なり」についても文献批判が必要であった。それは後述するように、于山島を今日の独島とする地理認識は1696年、日本に密航した安龍福が、帰還後の取調べに対し、「松島は即ち子山島、此れ亦我国の地」（註8）と供述したことから始まるからである。

従って、安龍福の供述よりも二百年も前に成立した『世宗実録地理志』や『東国輿地勝覽』に于山島の名があつても、それを直ちに独島と決め付けることはできない。それでは『世宗実録地理志』と『東国輿地勝覽』に記された于山島とは、どのような島だったのか。次に『世宗実録地理志』と『東国輿地勝覽』について、検証することにする。

2. 『世宗実録地理志』と『東国輿地勝覽』の于山島について

まず成立年代の早い『世宗実録』所収の「地理志」（1452年成立）から見ていくと、于山島に関しては、次のような記述がなされている。

「于山 武陵二島。縣の正東の海中に在り。【分註】二島、相去ること遠からず。風日清明なれば則ち望み見るべし。新羅の時、于山國と称す。一つに鬱陵島と云う。地方百里」

『世宗実録地理志』が伝える于山島は、蔚珍県の正東の海中にあることと、于山島と武陵島（鬱陵島）が「相去ること遠からず」の距離にある、とする二点だけである。それに続く「風日清明なれば則ち望み見るべし」は、これだけでは鬱陵島から于山島を見た記事なのか、朝鮮半島から鬱陵島を望み見たのか、判然としない。次に続く「新羅の時、于山國と称す。一つに鬱陵島と云う。地方百里」は、いずれも鬱陵島に関する記述である。

この『世宗実録地理志』の記事は省略が多く、これだけでは于山島を竹島と断定することはできない。そのため竹島問題が起った1950年代（註9）、日本側は分註の内の「二島、相去ること遠からず」を問題とし、鬱陵島から90キロも離れている竹島を「遠からず」とは言えないとして、決着がつかなかった。そこで次に問題となったのが『東国輿地勝覽』の記述である。『東国輿地勝覽』の「蔚珍県条」には、次のように記されていたからである。

「于山島 郁陵島 【分註】一に武陵と云い、一に羽陵と云う。二島、縣の正東の海中に在り。三峯岌嶤として空を擧え、南峯稍卑し。風日清明なれば則ち峯頭の樹木及び山根の沙渚、歴歷見る可し。風便なれば則ち二日にして到る可し。一説に于山、鬱陵本一島。地方百里」

だがここでも日韓双方の主張は、平行線を辿った。于山島を竹島とする前提で文献を解釈す

る韓国側は、『東国輿地勝覽』の于山島は、今日の竹島と決まっていたからだ。そこで事態を開けるため、外務省の調査官であった川上健三氏は、鬱陵島からは竹島が見えないことを計算式で論証し、分註の「歴々見える」は、朝鮮半島から鬱陵島を「見た」とこととしたのである。

だが川上健三氏の思惑は、外れてしまった。鬱陵島の低所では見えない竹島は、高所からは見えるため、逆に「歴々見える」は、鬱陵島から竹島を見たこととされ、韓国側の解釈が正しかったことにされてしまったからだ。その解釈は今も続き、韓国側では「歴々見える」と「望み見える」を根拠に、『世宗実録地理志』と『東国輿地勝覽』に記録された于山島を独島としているのである。

だがそれは、文献の恣意的解釈に過ぎない。中央集権国家の朝鮮では、地方の状況を把握するため地誌の編纂に努めた。『東国輿地勝覽』はその時代の産物である。そこで八道の大きな行政区域を持つ朝鮮政府は、地誌の編纂に先立ち、編纂の基準となる規式(註10)を定め、それに従って編集がなされていた。鬱陵島のような海島の場合は、「管轄地からの距離と方向」を記すことになっていた。

それを『東国輿地勝覽』で確認してみると、蔚珍県からの方向は、「縣の正東の海中に在り」の「正東」として示され、距離は「風日清明なれば則ち峯頭の樹木及び山根の沙渚、歴々見るべし」の「見るべし」に該当する。朝鮮半島から近い海島は、実際の距離を「何里」などとすることができるが、鬱陵島の場合は、所管する蔚珍県から遠く離れているため、「よく晴れた日に」、鬱陵島の「峯頭の樹木及び山根の沙渚」が「見える」距離にある、としていたのである。

『世宗実録地理志』や『東国輿地勝覽』の「見える」は、地誌編纂に際しての規式の存在を理解していれば、計算式で「見える」を説明する必要もなく、鬱陵島から竹島が「見える」とも解釈しなかったのである。

さらに『世宗実録地理志』と『東国輿地勝覽』の「蔚珍県条」には、于山島の来歴を知る手がかりが残されている。それを明らかにすれば、于山島がどのような島なのか知ることが出来る。それが次の文章である。

「太祖(註11)の時、流民、その島に逃れる者はなはだ多きを聞く。三陟の人、金麟雨に再命して按撫使と為し、刷出してその地を空しうせしむ」

これは『世宗実録』の世宗7年乙巳8月甲戌条(註12)を念頭に置いた記事である。世宗7年(1425年)8月、朝鮮では鬱陵島から島民を連れ出すため、金麟雨を按撫使に再命した。ここで再命とあるのは、『世宗実録』の同条に「歳丙申、國家、麟雨を遣わし尽く刷還を行なわしむ」とあるように、「歳丙申」(註13)の時にも金麟雨は按撫使を拝命しており、それが「太宗の時」だったからである。問題の于山島の名が『世宗実録地理志』や『東国輿地勝覽』に記録されたきっかけは、その時の金麟雨の復命にあった。『太宗実録』の太宗17年2月壬戌条には、次のように記録されているからである。

「按撫使金麟雨、于山島より還る。土産の大竹、水牛皮、生苧、綿子、検樸木等の物を献ず。且つ居人三名を率いて以て来る。其の島、戸凡そ十五口、男女併せて八十六」

按撫使の金麟雨は、鬱陵島からではなく于山島から戻ったと報告したのである。それも「居

人三名を率いて」帰還し、于山島には「戸凡そ十五口、男女併せて八十六」人が居住する、と復命していた。この金麟雨の復命に登場する于山島は、今日の竹島ではない。岩礁に過ぎない竹島には「男女併せて八十六」人も住めず、「大竹、水牛皮、生苧、綿子、検櫻木等」も産出しないからである。

これらの事実を見ても、『太宗実録』の太宗 17 年 2 月壬戌条を前提とする『世宗実録地理志』と『東国輿地勝覽』の于山島は、今日の竹島とは何ら関係がないことは明らかである。では『太宗実録』の于山島は、どこの島を指していたのであろうか。

3. 『太宗実録』の中の于山島

そこで『太宗実録』の中から、于山島に関連する記事を辿ってみると、次の通りである。まず『太宗実録』の太宗 3 年（1400 年）8 月丙辰条に、「命じて江陵道武陵島の居民を陸地に出ださしむ」とあるように、それは武陵島の島民を島外に連れ出すことから始まっていた。そしてその四年後の太宗 7 年には、朝鮮政府が近代まで鬱陵島を空島（註 14）とする伏線が敷かれていた。

『太宗実録』の太宗 7 年 3 月庚午条では、対馬島の宗貞茂が朝鮮に平道全を遣わし、「貞茂、鬱陵島を請い、其の衆落を率いて徙居せんことを欲す」と、倭寇の巣窟と目されていた対馬島の宗貞茂が、鬱陵島への移住を願い出ている。この宗貞茂の申し出は、倭寇に対する朝鮮側の警戒心を呼び覚ますこととなった。その端緒となったのが江原道觀察使朴習による次の報告であった。

流山国島人白加勿等十二名が高城に来泊し羅津に言ひて曰く、「予等武陵に生長す。其の島内人戸十一男女共に六十余。今居を本島に移す。この島、東より西に至り、南より北に至る皆二息。周回八息。牛馬水田無く、唯豆一斗を種えれば二十石或は三十石出で、麦一石で五十余石を出だす。竹大椽の如く、海錯果木、皆ここに在り」（註 15）

江原道觀察使の朴習は、蔚珍県が管轄する流山国（于山国）から「島人白加勿等十二名」が高城に来泊し、島には「戸十一男女共に六十余」の島民が居るとの情報を得て、中央政府に通報したのである。そこで太宗は同日、議政府に対し、「白加勿等十二名」の処置を検討させた。議政府は「此の人等の逃還を慮り、姑らく通州、高城、杆城に分置せしむ」とし、「白加勿等十二名」は通州、高城、杆城の各地に配置することにした。

そしてさらに三年後、江原道觀察使から戸籍を掌る戸曹參判に移った朴習は、觀察使時代の経験を踏まえ、改めて次のように上啓したのである。

「臣、嘗て江原道都觀察使たりし時、（中略）昔、方之用なる者有り。十五家を率いて入居す。或る時、倭を仮りて寇を為すを聞く。其の島を知る者三陟に在り。請う之をして往きて見せしめんことを」（註 16）

戸曹參判の朴習は、かつて武陵島民が日本人を装い、假倭となつて対岸を襲つたとし、改めて武陵島の調査を願い出たのである。そこで鬱陵島島民が「寇を為」したとする情報を重く見た太宗は、前萬戸の金麟雨を召して、武陵島の事を下問した。その際、金麟雨が、三陟の李萬

が「嘗て武陵に往きて還り、詳しく述べ其の島の事を知る」と答えたことから李萬が召され、李萬に代わって、金麟雨が次のように報告している。

「武陵島は遙か海中に在り。人相通せず、故に軍役を避ける者、或は逃れ入る。若し此の島、多く人に接すれば則ち倭終に必ず入寇し、此れに因つて江原道を侵す」(註 17)

金麟雨は、武陵島に人が定住すれば、必ず倭が入寇して、対岸の江原道を侵すとしたのである。金麟雨の報告を「然り」とした太宗は、金麟雨を「武陵等處按撫使」に任じ、「其の頭目の人を諭し、以て来れ」と命じた。この時、武陵島に赴いた金麟雨は、「武陵等處」からではなく、「于山島より還る」と復命したのである。

そして于山島では、戸曹參判朴習が「昔、方之用なる者有り。十五家を率いて入居」した武陵島と同じく、「十五口、男女併せて八十六」人が確認されていたのである。そのため金麟雨の復命後、鬱陵島方面に対する朝鮮政府の地理的認識にも変化が起つた。金麟雨の復命を受けた太宗は、右議政の韓尚敬と六曹臺諫に対し、次のように命じていたからである。

「宜しく金麟雨を以てすべし。仍つて安撫使と為し、于山、武陵等処に還入せしめ、其の居人を率いて陸に出でしむ。」(註 18)

この時、「武陵等處」は、「于山、武陵等処」に変わり、武陵島の他に于山島が実在するかのように意識されたからである。だが鬱陵島附近で、「十五口、男女併せて八十六」人の人が住め、「大竹、水牛皮、生苧、綿子、検査木等」が採れる島は鬱陵島の外には存在しない。于山島は鬱陵島でもあったのである。それは于山島と武陵島の島民の数が一致し、産物が一致することからも言える。それが『東国輿地勝覽』の「蔚珍県条」で、一説として「于山鬱陵本一島」を挙げる理由でもある。

では何故、『世宗實錄地理志』や『東国輿地勝覽』では、于山島と鬱陵島を別々の島として記載したのだろうか。それは鬱陵島の近くに、人の住める小島が実在するからである。『太宗實錄』の太宗 16 年 9 月庚寅条を見ると、そこには「武陵島周回七息、傍らに小島あり。その田五十余結ばかり。入る所の路、纏かに一人を通し、並行すべからず」と記され、鬱陵島の傍らには耕地を持つ小島が実在した。

この小島は、「入る所の路、纏かに一人を通し、並行すべからず」とする島の特徴から判断すると、鬱陵島の東、二キロに位置するチクトウ（竹嶼）である。そこに上陸するには、今も「纏かに一人を通し、並行すべからず」とする場所を通らねばならないからだ。それに居住可能な島が鬱陵島の近くに存在する事実は、江原道觀察使朴習の報告で、「流山國島人白加勿等十二人」が次のように語っていたことでも明らかである。

「予等武陵に生長す。其の島内の人、戸十一男女共に六十余。今居を本島に移す。この島、東より西に至り、南より北に至る皆二息。周回八息。牛馬水田無く、唯豆一斗を種えれば二十石或は三十石を出だし、麦一石で五十余石」

「流山國島人白加勿等」は武陵に生まれ育ち、今は本島に居を移したと言う。そして白加勿

等が本島と称する島は「周回八息」の広さがあり、水田は無いが畑作は可能だという。この本島の特徴は、按撫使の金麟雨が復命した于山島と一致し、戸曹参判朴習が「周回七息」と称していた武陵島ともほぼ同じ広さである。この太宗 12 年 4 月己巳条と太宗 16 年 9 月庚寅条によると、鬱陵島の傍らには人の住める小島があり、それが今日のチクトウ（竹嶼）を指していることは明らかである。

そのため、戸曹参判朴習がいう武陵島と金麟雨の于山島は、あたかも二つの島として意識され、『世宗実録地理志』や『東国輿地勝覧』で「二島は縣の正東の海中に在り」と、されたのであろう。だが鬱陵島とその傍らにあるとされた于山島の位置関係までは、正確に認識されていなかった。それを示しているのが『東国輿地勝覧』の「八道総図」である。そこには朝鮮半島と鬱陵島の間に、実在しない于山島が、鬱陵島の四分の三程の大きさで描かれているからだ。従って「八道総図」に描かれた于山島が、今日の竹島でなかったことは明らかである。『東国輿地勝覧』の「蔚珍県条」では、于山島に関する記述は「二島、縣の正東の海中に在り」の他になく、于山島と鬱陵島を「一説に于山、鬱陵本一島」として、同一の島としているからである。

(註 19)

4. 『東国文献備考』の于山島

それでは竹島を韓国領とする『独島・六世紀以来韓国の領土』で、韓国側が「当時、于山国の領土は鬱陵島本島とその付属の独島などで構成され、東海に鬱陵島と独島の二島が存在」するとして、于山島を今日の独島とした根拠は、どこにあったのであろうか。その論拠となつたのが『東国文献備考』(1770 年刊行) の分註である。そこには「輿地志に云う、鬱陵于山皆于山国之地。于山は倭の所謂松島なり」と記され、于山島は鬱陵島の属島とされ、日本の松島（今日の竹島）でもある、とされているからだ。

だが、韓百謙が 1615 年に編述した『東国地理誌』(1640 年刊行) では、于山島は鬱陵島のこととされ、『東国輿地勝覧』（「蔚珍県条」）でも、一説として「于山、鬱陵本一島」とされていた。それが『東国文献備考』では何故、「于山は倭の所謂松島なり」とされ、于山島は日本の松島（現在の竹島）のこととされたのであろうか。これは『東国文献備考』の編纂過程を明らかにしておく必要がある。

それは『東国文献備考』が百巻にも及ぶ大著でありながら、編纂が英祖 46 年（1770 年）正月に始まって、閏 5 月までの五ヶ月ほど（註 20）で終わっているからだ。それに分註のある「輿地考」を担当したのは申景濬で、『英祖実録』には次のように記されているからである。

「文献備考の象緯考成る。 上、親しく崇政殿に受け、編輯堂郎を賞すること差あり。上、備考の成るは申景濬の疆域誌に基づくを以て、特に命じて加資す」（註 21）

この『英祖実録』の英祖四十六年閏五月辛酉条によると、『東国文献備考』の「輿地考」には底本があり、申景濬の『疆域誌』（以下、『疆界誌』）（註 22）が使われたという。この事実は、『東国文献備考』の分註が『疆界誌』からの引用か、『東国文献備考』の編纂に際し、新に加筆されたものか、確認の必要があるということだ。そこで『疆界誌』を確認してみると、当該箇所には次のように引用されていたのである。

「輿地志に云う。于山鬱陵本一島」

ここに引用された『輿地志』は、柳馨遠が 1656 年頃編述した『東国輿地志』(註 23) のことであるが、『東国文献備考』の分註に引用された『東国輿地志』とは、文意も文言も異なっている。『東国文献備考』に引用された『東国輿地志』では、于山島は「倭の所謂松島」とされているが、『東国輿地志』と『疆界誌』では「于山鬱陵本一島」として、于山島と鬱陵島を同じ島としているからだ。それも「于山鬱陵本一島」とする柳馨遠の説は、申景濬によって否定的に捉えられている。その理由について、申景濬は『疆界誌』の按記で、次のように述べている。

愚按するに、「輿地志に云う。于山鬱陵本一島」。「而るに諸図志を考えるに二島なり。一つは則ち倭の所謂松島にして、蓋し二島は俱に是于山國なり」(註 24)

この按記の中で、申景濬は「而るに」以下で自説を闡陳している。申景濬によると、柳馨遠の『東国輿地志』には「于山鬱陵本一島」とあるが、他の地誌や地図を見れば于山島と鬱陵島は別々の島で、于山島は「倭の所謂松島」であるので、于山島と鬱陵島の二島は、恐らく于山國であった、と言うのである。

この事実は、『疆界誌』に引用されていた段階では、『東国輿地志』からの引用文も「于山鬱陵本一島」とされていたが、申景濬が編纂に関わった『東国文献備考』の段階で、于山島は「倭の所謂松島」に書き換えられていた(註 25)、ということである。

これは、これまで韓国側が『東国文献備考』の分註を根拠に于山島を松島とし、竹島（独島）を鬱陵島の属島としてきた論拠が崩れてしまったと言うことである。韓国側が依拠する『東国文献備考』の分註は、申景濬等が『東国文献備考』を編纂する際、『東国輿地志』からの引用文を改竄し、自説に都合よく捏造したものだったからである。

それでは申景濬が引用文までも改竄し、『東国文献備考』の于山島を「倭の所謂松島」とした理由はどこにあったのか。そのヒントは、すでに述べた按記の中にある。申景濬はそこで「諸図志を考えるに二島なり。一つは則ち倭の所謂松島」といった歴史認識を示しているが、それは 1696 年、日本に密航した安龍福の証言が基になっているからである。ではその歴史認識は、どのようにして成立していたのか。次に安龍福の一件について述べることにする。

5. 「倭の所謂松島」の由来

于山島を「倭の所謂松島」とする歴史認識は、肅宗 22 年（1696 年）6 月、訴訟があるとして鳥取藩に密航した安龍福が、帰還後の取調べに対し、「松島は即ち子山島、此れ亦我国の地」と供述したことから始まる。申景濬が『疆界誌』を編述する 60 年程前である。

この安龍福による密航事件は、その三年前の 1693 年、朝鮮側の空島政策で渡海が禁じられていた鬱陵島に安龍福等が渡ったことから始まる。その時、江戸幕府は鳥取藩米子の大谷・村川両家に限り鬱陵島への渡海を認めていた。その鬱陵島で安龍福等に遭遇した鳥取藩米子の大谷家の船頭等は、安龍福と朴於屯の二人を越境の生き証人として、鳥取藩に訴えるという事件が発生した。

日本に連れて来られた安龍福は、江戸幕府の指示を受けた対馬藩によって朝鮮側に引き渡され、その際、幕府の命を受けた対馬藩が、朝鮮漁民の越境行為を朝鮮側に抗議していた。それ

が鬱陵島を巡る領土争いに発展し、交渉に臨んだ対馬藩の強硬姿勢に、朝鮮側では文禄の役の再来と、緊張していた。安龍福の密航事件は、そのような時に起こっていた。

だが日本側では 1695 年末、鬱陵島の帰属問題は決着がついていた。安龍福が訴訟のためとして、鳥取藩の赤崎に着岸する五ヶ月ほど前、幕府は対馬藩の進言に従って鬱陵島への渡海を禁じ、鳥取藩にも（註 26）渡海禁止を伝えていたからである。そこに安龍福等の密航事件が起り、鳥取藩は、幕府の指示を仰いだが、江戸幕府からは（註 27）長崎への送還か、追放かを指示されていた。鳥取藩は、加露灘からの追放を選んだ。安龍福の訴えは無視され、安龍福は空しく帰還していた。

ところが鳥取藩によって追放されたはずの安龍福は、朝鮮側での取調べに対し、事実とは異なる証言をするのである。安龍福は、鬱陵島で不法に漁労活動している日本の漁民を追ったが、途中で遭難し、鳥取藩主と交渉して、藩主からは「両島（鬱陵島と于山島）既に爾の国に属す」と言われたと、供述（註 28）したからである。

さらに安龍福は、鬱陵島の帰属問題とは全く関係のなかった于山島についても、「松島は即ち于山島、此れ亦我国の地」と供述していた。柳馨遠が「于山鬱陵本一島」とした于山島は、こうして松島にされたのである。では何故、安龍福は松島を于山島とし、朝鮮領としたのであろうか。安龍福が于山島に関心を持っていた事実は、安龍福の供述からも確認ができる。鳥取藩の赤崎に着岸した際、安龍福は「朝鬱両島監税將臣安同知騎」とした船印を立て、「鬱陵子山両島監税」（註 29）を僭称したからである。

それでは実在しない官職を僭称してまで、安龍福が于山島に執着した理由はどこにあったのか。それを示す史料が近年、隠岐島の村上家で発見された。それは安龍福等が隠岐島に密航した折、日本側の役人が取調べた際の供述書の写しで、「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一巻之覚書」との表書きがなされている。その中で安龍福は、「松嶋ハ右同道之内、子山（ソウサン）と申嶋御座候」と供述し、松嶋（現、竹島）を朝鮮の江原道に属す子山（于山島）としている。この時、安龍福が于山島を松島としたのは、どのような理由からであろうか。

それは鳥取藩に密航する三年前（1693 年）、初めて鬱陵島に渡った安龍福の体験が原点となっている。安龍福は、鬱陵島の東北に大きな島があるのを二度、目撃しており、そこまでは船で一日の距離と目測していた。一緒に鬱陵島に渡った朝鮮の漁民からは、それが于山島であると教えられていた（註 30）。

そして何日か後のこと、安龍福と朴於屯の二人は大谷家の船頭等に捕まり、越境侵犯の生き証人として米子に連れ去られるが、その途中で安龍福は奇異な体験をしたのである。鬱陵島を出帆して「一夜を経た翌日の晩食後」、ちょうど「船で一日と目測していた」時点で、安龍福は鬱陵島よりも頗る大きな島を目撃（註 31）したからである。隠岐島の福浦に入港する前日であった。

朝鮮に送還された安龍福は、1694 年正月、備邊司での取調べで、「頗る大きな島」の存在を訴えたが、相手にされなかつた。安龍福と一緒に連行された朴於屯が「此（鬱陵島）の島の前後、更に他島なし」（註 32）と証言していたからだ。

だが安龍福が思い描いた于山島と、現実の竹島は違つた。それが露呈するのは 1696 年、日本に密航した安龍福が、鬱陵島で松島に住む日本人と遭遇し、追跡して到着した竹島について、次のように語ったからである。

「遂に翌暁、舟を拵（曳）いて子山島に入る。倭等釜を方列して魚膏を鬻煮す。渠（安龍福）杖を以て撞き破り、大言して之を叱る。倭等収聚して船に載せ、帆を挙げて回去す。渠、仍って船に乗って追趕し、猝かに狂飄に遇いて玉岐島（隱岐島）に漂到す。」（註 33）

安龍福は于山島を日本の松島（竹島）としたが、安龍福が証言した松島と、現実の松島の景観は違っていた。岩礁に過ぎない竹島には、船を拵（曳）いて近づけるような場所はなく、魚膏を鬻煮できる空間もないからだ。松島を語った安龍福の証言には、信憑性がないのである。それは近年、隱岐島で発見された「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書」でも確認されている。

1696 年の備辺司の取調では、「翌暁、舟を拵（曳）いて子山島に入」ったとし、一日かけて于山島に渡ったが、隱岐島の取調では「五月十五日竹嶋出船、同日松島江着」とし、その日の内に鬱陵島から松島に渡っているからだ。それに安龍福が朝鮮側で、「猝かに狂飄に遇いて玉岐島（隱岐島）に漂到す」と証言したような、遭難の事実もなかった。「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書」によると、安龍福等の船は福浦に着岸し、そこから鳥取藩赤崎に向かっているからだ。

さらに安龍福は、「鬱陵島で遭遇した日本人十五名が処罰された」（註 34）と供述しているが、その事実もなかった。安龍福は、日本漁民を追い、松島から「船に乗って追趕し」、隱岐島で「越境」を抗議したと供述しているが、そのような事実は「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書」には記録されていない。それに安龍福の密航は、偶然によるものではなく、計画的（註 35）であった。鳥取藩の赤崎に着岸した際、安龍福は「朝鬱両島監税將臣安同知騎」の船印を付け、「鬱陵子山両島監税」を僭称するほど、道具立が揃っていたからである。

だがこの欺瞞に満ちた安龍福の密航事件は、朝鮮側に新たな対応を迫り、鬱陵島の地理が明確となる契機となった。朝鮮側では二年おきに「鬱陵島搜討」を実施することになり、早くも 1699 年、越松萬戸の田会一等が鬱陵島に渡っている。その際、田会一は「鬱陵島図形」（註 36）を残し、鬱陵島の東側には「大于島」と「小于島」の二つの属島を描いている。それは 1702 年、三陟の營将李浚明が鬱陵島搜討となった時も踏襲され、現在のチクトウ（竹嶋）には「大于島」と表記され、觀音島には「小于島」と記されている。

さらに 1711 年の鬱陵島搜討の際、朴錫昌が提出した『鬱陵島図形』では、「大于島」に「所謂于山島」といった注記が付き、後世、チクトウ（竹嶋）が于山島とされる契機となった。

一方、『肅宗実錄』に収載された安龍福の供述は、于山島を「倭の所謂松島」として一人歩きをはじめ、申景濬の『疆界誌』にも引用されることになった。申景濬が按記で「諸図志を考えるに二島なり。一つは則ち倭の所謂松島」とするのは、『鬱陵島図形』や『鬱陵島図』等に、「所謂于山島」と表記されるようになったからである。では何故、申景濬は安龍福の証言に由来する「倭の所謂松島」に、無批判に従ったのであろうか。

6. 『春官志』と『疆界誌』

申景濬は『東国文献備考』の「輿地考」を編纂する際、自著の『疆界誌』を底本とした。だがその『疆界誌』は、申景濬が自ら編纂したものではなかった。黃胤錫の『頤斎亂稿』（註 37）では、その実態が次のように記されているからである。

「文献備考の輿地考、即ち申景濬の修むる所。而るに実は柳馨遠、金峯、安鼎福を用い、

以て韓百謙の諸説に至るものなり」

黄胤錫によると、申景濬は「輿地考」を編纂する際、柳馨遠、金峴、安鼎福、韓百謙等の諸書を使っていた。事実、柳馨遠の『東國輿地志』は、『東國文献備考』の「輿地考」に多く引用されている。そのため申景濬に対しては、批判があった。黄胤錫は「文献備考の役、申景濬、乃ち鄭安二家の私藁を取り、これを用いて功を安に帰せず。安此れを以て大いに愠む」(註 38)と伝えるのは、そのためである。申景濬が他人の業績を自説とするのは、「輿地考」の底本となる『疆界誌』でも同じであった。

『研經齋全集』の中で、成海応が「安龍福傳、李孟休の著すところの春官志に載す」(註 39)とするように、『疆界誌』の「安龍福事」は『春官志』の「鬱陵島争界」が基になっていた。さらに「輿地考」の記事の底本となった『疆界誌』の「鬱陵島」も、『春官志』の「鬱陵島争界」が基になっていた。李孟休の『春官志』は、英祖 21 年 (1745 年) には未定稿ながら体裁(註 40)をなしており、それは申景濬が『疆界誌』(1756 年)を編述する 12 年も前のことであった。それに李孟休は 1751 年 9 月に 39 歳の若さで没し、申景濬の『疆界誌』(「鬱陵島」)を底本として、『春官志』を編纂することは出来ないからである。

さらに申景濬の『疆界誌』には、原著者にしか書けない「挽近五十餘年」の一文が抜けている。この「挽近五十餘年」という表現は、江戸幕府の命を受け、対馬藩が鬱陵島の領有権を主張した 1693 年以来、対馬藩が鬱陵島を問題にしなくなったことを指しており、李孟休が『春官志』を編纂した英祖 21 年 (1745 年) は、その「五十餘年」にあたっていた。

だが最近、韓国側では『春官志』の成立を 1780 年(註 41)とし、拙稿を批判しているが、その批判には根拠がない。李孟休は『春官志』の序で未完の部分に関しては、「しばらく編目を存し、以って後人の刪を待つ」としているが、申景濬の『疆界誌』(「鬱陵島」)の基になる「鬱陵島争界」は、序文どおりに実在しているので 1745 年の時点で出来上がっていたと言える。それは李孟休の父、李灝(註 42)が、李孟休には『春官誌』がある、としていることも証左となる。

一方、申景濬の『疆界誌』の完成は英祖 32 年 (1756 年)、対馬藩が安龍福らを送還し、朝鮮側に越境を抗議してから 60 余年後である。その『疆界誌』に、「挽近五十餘年」の一文が抜けているのは、申景濬が適宜、削除や加筆をしていた証である。

なぜなら、申景濬には改竄の性癖があり、鄭東愈も「獨善、付会の説をなし、往々我より古となす。これ其の短なり」(註 43)と、申景濬を酷評している。現に、「輿地考」の分註となる『疆界誌』の按記で、申景濬が「而るに諸図志を考えるに二島なり。一つは則ち其の所謂松島にして、蓋し二島俱に是于山國なり」とした箇所は、李孟休の「鬱陵島争界」では、次のように記されていたからである。

「判書李眞光芝峰類説に云う、鬱陵、壬辰変後、(中略) 或は謂う磯竹即ち鬱陵也。此の説亦伝聞に依る。(中略) 蓋しこの島(鬱陵島)、其の竹を産するを以ての故に竹島と謂い。三峯あるが故に三峯島と謂う。于山、羽陵、蔚陵、武陵、磯竹島に至りては、皆音号転訛して然るなり」

李孟休は、李眞光の『芝峰類説』の説に続き、鬱陵島の異称として、「竹を産するを以ての故に竹島と謂い。三峯あるが故に三峯島と謂う。于山、羽陵、蔚陵、武陵、磯竹島」等、鬱陵島

の別称を列挙していた。ところが于山島を「倭の所謂松島」とする申景濬は、于山島を鬱陵島の別称とした李孟休の鬱陵島認識を嫌い、李孟休の注記までも勝手に書き換えたのである。その改竄の前段階が『疆界誌』の按記である。だがその時、申景濬は李孟休の鬱陵島認識を直接否定せず、李孟休と同じ「于山鬱陵本一島」説をとる柳馨遠の『東国輿地志』を引用したのであろう。

こうして于山島を鬱陵島の別称とする李孟休の鬱陵島認識は、申景濬の『疆界誌』が成立した1756年で一変し、後に于山島が「倭の所謂松島」とされる契機となったのである。それが1770年、『東国文献備考』が編纂される時には、「輿地志に云う、于山鬱陵皆于山國の地。于山は倭の所謂松島なり」と潤色され、于山島を「倭の所謂松島」とする地理認識が確立するのである。

従って、改竄された『東国文献備考』の分註には、当然のことながら、傍証能力はない。それ以前の于山島は、鬱陵島のことを指しており、鬱陵島搜討が始まり、朴錫昌が提出した『鬱陵島図形』で「所謂于山島」といった注記を付けてから、于山島は今日のチクトウ（竹嶼）を指すようになっていたからである。

2005年6月、韓国政府は『東国文献備考』の分註に由来する歴史認識を根拠に、『独島・六世紀以来韓国の領土』を公表した。その中で「独島は韓国の歴史上、于山島、三峯島、可支島、石島など、多様な名前で呼ばれてきた」とし、于山島を独島（竹島）の別称としているが、それは歴史的には何ら根拠のない主張だったのである。

7. 三峯島について

韓国側が主張する根拠が薄弱なことは、独島を三峯島とする場合も同じである。韓国側では、『成宗実錄』に記された三峯島を独島としたが、『成宗実錄』の三峯島と今日の竹島とは関係がないからである。それは『春官志』の中で、李孟休が鬱陵島を「三峯あるが故に三峯島と謂う」とするように、三峯島の名称は、鬱陵島の景観に由来し、『東国輿地勝覽』の「蔚珍縣條」でも、鬱陵島は「三峯岌嶭として空を擗え、南峯稍卑し」と描写されている。鬱陵島であったはずの三峯島が竹島にされたのは、いかなる理由によるのであろうか。

文献に三峯島の名が登場するのは、『成宗実錄』の成宗元年（1470年）からで、そこには次のように記されている。

「其の三峯島に投往する者は、賦を逃れ國に背き、情犯甚だ惡し」（註44）

当時、三峯島には苛政を嫌った朝鮮の民が隠れ住んでいた。この成宗元年12月甲寅条は、永安道觀察使の李繼孫に対し、朝鮮政府が三峯島からの道民の連れ戻しを命じたものである。従ってこの記事だけ見ても、三峯島は人が住めない竹島でないことは明らかである。それに『成宗実錄』の成宗2年8月丁巳条では、朝鮮政府が江原道觀察使成順祖に対して、次のような指示を下しているからである。

「今聞く、永安道の居民、潛かに茂陵島に投する者あり。人をして往きて之を捕えしめんと欲す」

成宗元年 12 月、永安道觀察使の李繼孫に命じられた流民の連れ出しが、成宗 2 年 8 月丁巳条では、三峯島を所管する江原道觀察使の成順祖に対して、「永安道の居民、潛かに茂陵島に投する者あり。往きて之を捕えしめん」と、茂陵島の事になっている。これは永安道道民が逃げ込んだ三峯島が、江原道が管轄する茂陵島だったことの証左である。

さらに成宗は策問の中で、「三峯島は江原の境に在り、土地沃饒民多く往きてこれに居る。故に世宗朝より人を遣わしてこれを尋ねて未だ得ず」(註 45) とし、三峯島が逃亡民の巣窟となっていたことを問題にしていた。

土地沃饒の三峯島が、今日の竹島でないことは自明である。さらに『成宗実録』の成宗 7 年 (1476 年) 10 月壬辰条によると、永安道觀察使の李克均は、金自周に三峯島行きを命じたが、金自周はその復命の中で、三峯島には「三十余」の「朝鮮人」が居たとしているからだ。三十人もの朝鮮人が住む三峯島が、今日の竹島であるはずはない。

同様に、三峯島が竹島でなかった証拠として、『成宗実録』の成宗 10 年 (1479 年) 8 月癸丑条を挙げることができる。同条では、左承旨の金升鄉が「三峯島の傍らに小島あり、全君子等二戸、其の中に逃れ居る」としているからだ。

確かに竹島も、東島と西島の二島からなっているが、いずれも人が住めない岩礁である。ところが三峯島の傍らにある小島には、「全君子等二戸、其の中に逃れ居る」とあって、人が住んでいる。この事実を見ても、成宗 10 年 8 月癸丑条に登場する三峯島が、今日の竹島でないことは明白である。それを敢えて竹島のこととし、三峯島を竹島の別称と強弁するのは、いかなる理由からであろうか。

三峯島関連の記事が『成宗実録』に見えるのは、成宗元年から成宗 13 年までで、それらを普通に読めば、三峯島が鬱陵島であったことは明らかである。それは三峯島の調査が続く内、三峯島が鬱陵島であることが次第に判明していったからである。それを示しているのが成宗 12 年正月甲申条で、そこでは三峯島の存在を報告した金漢京が罪に問われ、「其の誑語惑衆之罪、之を極刑に置く」(註 46) として、厳罰が検討されている。

罪は娘にも及び、成宗 13 年 2 月には金漢京の娘、貴珍が成原站の奴婢に配されている(註 47)。こうして成宗元年 12 月甲寅から始まった三峯島探索は、金漢京の処罰で結末を迎えた。それを敢えて、三峯島を独島（竹島）の別名とする理由は、どこにあるのだろうか。

2005 年 9 月、韓國の大統領直属の「東北アジアの平和のための正しい歴史定立企画団」では、竹島問題に関する資料集として、『独島資料集 I』(註 48) を刊行した。そこには三峯島に関連した『成宗実録』からの記事も採録されているが、三峯島が竹島ではなかった事実については明言を避けている。このように自説に都合の悪い部分は伏せ、韓国側では今も三峯島は于山島とする先入観で文献を解釈しているのである。

8. 可支島について

『独島・六世紀以来韓国の領土』では、独島は可支島とも呼ばれたとしている。その根拠となるのが、『正祖実録』の正祖 18 年 6 月戊午条である。そこには可支島の名が、次のように記されているからである。

「二十六日、転じて可支島に向かう。四・五箇の可支魚、驚駭躍出す。形水牛のごとし。砲手斉放し二首を捉得す」

この記事は、正祖 18 年（1794 年）、江原道觀察使の沈晋賢が鬱陵島搜討を命じられた際の復命の一部で、越松萬戸韓昌国からの報告である。韓国側では、この可支島を竹島とし、越松萬戸韓昌国らが鬱陵島に渡った際、竹島にも渡った証拠としたのである。だがその行程によると、韓昌国一行は 4 月 22 日、鬱陵島の西側にある黄土丘尾津に到着するとその日から島内の探索を始め、24 日には桶丘尾、25 日には長作地浦（沙洞）に至っている。可支島に向かったのは 26 日。そこで可支魚（アシカ）二頭を撃った後は陸路をとり、鬱陵島の北側にある竹巖、喉布巖、孔巖、錘山等に行き、再び桶丘尾に戻っている。

この行程を見ると、一行の鬱陵島搜討は島内を中心としたものであった。その過程で、可支島が登場するのは 26 日、『正祖実録』ではその前後を次のように伝えている。

「二十五日、長作地浦の谷口に到る。果たして竹田有り。但し稀疎に非ず、挙げて皆體小。其の中、其の稍大なる者を擇びて研り取りて後、仍って東南の楮田洞に向かう。則ち洞口より中峰に至ること數十里許りと為す。而して洞裏廣闊。基址顯なるもの三處有り。水田數十石下種の地をなすべし。前に三島有り。北に在るを防牌島と曰い、中に在るを竹島と曰いて、東に在るを瓮島と曰う。三島相距ること百餘歩に過ぎず。島の周回、各數十把と為す。陥巖筆峯、以て登覧すること難し。仍って止宿を為す。二十六日、転じて可支島に向かう。四五箇の可支魚、驚駭躍出す。形水牛のごとし。砲手齊放し二首を捉え得る。而して丘尾津の山形最も奇異を為す。谷數里を入れば則ち昔日の人家の遺址、宛然として尚存す。左右の山谷甚だ幽深を為し、登涉に難し。仍って遍く竹巖、喉布巖、孔巖、錘山等の諸處を見て、行きて桶丘尾に到り、山に祷り海を祭り、風を待ちて留住す」

韓国側ではこの『正祖実録』に記された可支島を独島とし、越松萬戸の韓昌国等が今日の独島（竹島）に渡った証拠とした。だがその解釈には無理がある。一行は鬱陵島の東側にある楮田洞（苧洞）を南下して可支島に至り、そこで二頭の可支魚を撃取った後、鬱陵島に上陸し、谷を數里入った地点で人家の址を確認しているからだ。その後は、鬱陵島の北側にある竹巖、喉布巖、孔巖、錘山などを経て、再び南側の桶丘尾に戻っている。いずれも一行の行動範囲は鬱陵島内部と鬱陵島近くに限られている。それを示しているのが、江原道觀察使沈晋賢の復命である。

江原道觀察使沈晋賢は、鬱陵島搜討の結果を「蓋し島の周回、捺じて之が論を為さば、則ち南北七・八十里許、東西五・六十里許。環海は則ち皆是層巖絶壁」と報告するが、踏査の範囲は鬱陵島に限られている。可支島で撃取った二頭の可支魚も、「島中産する所の可支魚皮二令、篁竹三、紫檀香二吐莫、石間朱五升」等として、他の産物と同様、鬱陵島で獲得したものとしているからである。

また鬱陵島に可支魚（アシカ）が棲息した事実は、18世紀中期の『海東地図』に鬱陵島の物産として生鰯、可支魚を挙げており、江戸時代前期に鳥取藩米子の大谷・村川両家が鬱陵島に渡ったのも、アシカ猟が目的の一つであった。

さらに可支島が鬱陵島近くにあったことは、1882年、李奎遠が鬱陵島踏査をした際の『鬱陵島外図』に可支窟が描かれていることからも類推ができる。『鬱陵島外図』に描かれた可支窟と江原道觀察使沈晋賢が報告した可支島の場所が近いことが、その証左となる。『鬱陵島外図』の可支窟は鬱陵島の南面、桶丘尾と小黄土丘尾の間に描かれ。可支島も桶丘尾から長作地（長研

之) 浦谷口に至って桶丘尾に戻る行程の中で登場するからだ。

それに越松萬戸の韓昌国等は 26 日、可支島で可支魚二頭を撃ち殺し、その日に鬱陵島に上陸した。だが鬱陵島と竹島の往還には、最低でも二日以上を所要するが、一行の行程にはそのような余裕の時間はない。竹島には可支魚がいたと言う理由だけで、『正祖実録』に登場する可支島を独島(竹島)とするのは恣意的解釈である。

9. 石島について

最後は石島である。『独島・六世紀以来韓国の領土』では、石島について次のように述べている。

「19世紀後半になると石島と独島が広範囲に書かれ始める。石島と独島はトクソンの漢字表記で、トクソンは鬱陵島発音で石の島を意味する。すなわちトクソンがその意味に従つて漢字になおす際に、石島と表記するもので、発音にしたがって漢字にする時には独島と表記するということだ」(註 49)

韓国側の見解では、石島や独島といった表記は、19世紀後半から広範囲に使われていたという。だがその主張に歴史的根拠はあるのだろうか。韓国側が独島の別称として挙げる石島は 1900 年 10 月 25 日、鬱陵島が鬱島郡に昇格する際、「勅令第四一号」で鬱島郡の行政区域を「鬱陵島全島、竹島、石島」と定められたことによる。従つて「19世紀後半になると石島と独島が広範囲に書かれ始める」ということは、あり得ない。

それに独島の呼称は 1904 年、日本人に雇われた鬱陵島の島民が、当時、リヤンコ島と呼ばれていた竹島に渡つて(註 50)から、始まるからである。それを『独島・六世紀以来韓国の領土』が、「19世紀後半になると石島と独島が広範囲に書かれ」たとするのは、歴史の事実を無視した主張である。それに近世末の竹島は、リヤンコ島と呼ばれ、石島ではなかったからである。

従つて石島と独島の音韻関係を強調する前に、韓国側にはリヤンコ島と石島の音韻関係を証明する必要がある。それを韓国側では、独島と発音が近い石島こそが独島に違いないとし、石島の由来を鬱陵島に移住した全羅道漁民の方言に求めてきた。

だが『朝鮮通漁事情』(1895 年) や『韓海通漁指針』(1903 年刊) によると、鬱陵島の朝鮮人が従事したのは農業であった。漁業がはじまるのは、鬱陵島の近くでイカの好漁場が発見された 1903 年以後で、『韓国水産誌』(1910 年) では、次のように伝えている。

「住民は元と農業を主とし、漁は採藻のみに止まりしも、近頃は日本居住者に見習ひて中等以下の農民は悉く鳥賊漁を営むに至れり」(註 51)

それも 1906 年、島根県の一行為として竹島視察に参加し、途中悪天候のため鬱陵島に避難した奥原碧雲等が著した『竹島及鬱陵島』(1907 年刊) では、鬱陵島の漁業を「韓人は若布海苔を採取するのみにて、他の漁業に従事するものなし」(註 52) と伝えている。それを『独島・六世紀以来韓国の領土』は、何を根拠としたのか「独島は数百年間漁師たちの臨時停泊地として利用されてきた」(註 53) と作文し、漁労活動の範囲を独島にまで拡大している。これは事実無根である。それは韓国が大韓帝国と称した時代、大韓帝国政府が刊行した『大韓地誌』(1899

年刊)でも、自国の疆域を次のように認識していたからである。

「北緯三十三度十五分に起り四十二度二十五分に至る。東経百二十四度三十分に起り、百三十度三十五分に至る」(註 54)

これは鬱陵島が鬱島郡に昇格する前年の、大韓帝国政府の領土認識である。一方、竹島は「東経一三一度五十五分」に位置する。大韓帝国政府は、自国の極東限を「東経百三十度三十五分」としているので、韓国側の疆域に竹島が含まれていないことは明白である。

ところで鬱陵島が「勅令第四一号」で鬱島郡に昇格し、行政区域に竹島と石島が組み込まれるのは 1900 年 10 月 25 日。これは同年 6 月、視察委員として鬱陵島に赴いた禹用鼎が、鬱陵島の郡昇格を上申したことによる。だが禹用鼎の視察範囲は鬱陵島一島に限られ、リヤンコ島と呼ばれた竹島には渡っていない。それは禹用鼎が認識した鬱陵島の範囲が「縦八十里、横五十里」(註 55) と報告されたように、鬱陵島一島に限られていたからである。

では何故、視察官の禹用鼎は、鬱陵島一島の視察で終わらせたのであろうか。それは当時、すでに鬱陵島の疆域に対する地理的認識が確立していたからで、それが 1882 年、李奎遠が高宗に提出した「鬱陵島外図」である。そこには属島として、竹島(チクトウ)と島項が描かれ、鬱陵島には二つの属島があるとされていたからである。その内の竹島は、今日のチクトウ(竹嶼)で、島項は日本側の呼称である觀音島に該当する。

その鬱陵島に対する地理的認識は、日本政府も認識しており、1883 年、檜垣直枝が外務省に提出した「鬱陵島出張復命書」(註 56) には、李奎遠の「鬱陵島外図」を踏襲する鬱陵島地図が添付されている。そこでは韓国側の表記に従って竹島と島項も描かれ、地名も韓国音をカタカナで表記してある。

1900 年 10 月 25 日の「勅令第四一号」で、鬱島郡の属島に竹島と石島の二島が挙げられたのは、その伝統的な鬱陵島像に依ったと見てよい。従って竹島はチクトウ(竹嶼)を指し、石島は島項(日本名、觀音島)であった。それは大韓帝国政府が 1910 年に刊行した『韓国水産誌』で、島項の別称である鼠項島と竹嶼(チクトウ)と二島を鬱陵島の属島とし、明治 42 年 6 月刊の海図(「竹邊湾至水源端」)の分図でも、竹嶼と鼠項島の二島を属島としていることも証左となる。その分図では鼠項島を Somoku Somu(ソモク ソム)と韓国語音に沿った読み方で表記しており、この Somoku Somu(ソモク ソム)は、石島の韓国語音であるソクソムとも近いからである。鬱陵島には属島として、竹嶼(チクトウ)と鼠項島の二島があったのである。

だが宋炳基氏は、「であれば石島はどの島を指すのであろうか。まず鬱陵全島、すなわち鬱陵本島とそれに付属する小さな島・岩礁と竹島を除外すれば、鬱陵島周辺にある島嶼としては、ただ独島が残るだけである」(『鬱陵島と独島』118 ページ) としているが、それは宋炳基氏が石島を独島とする前提で文献を解釈しただけのことで、文献的には何ら根拠がない。石島はリヤンコ島と呼ばれていた竹島(独島)とは、全く関係のない島だったからである。

おわりに

さて以上述べてくると、『独島・六世紀以来韓国の領土』の見解は、何ら根拠のない文献を挙げ、事実無根の歴史を語つことになる。それは、すでに述べたように、独島は于山島でも三峯島でもなく、可支島や石島でもなかった、と言うことである。だが韓国側では、今も根拠の

無い歴史認識を口実として、竹島の武力占拠を正当化し、日本の国家主権を侵し続けている。この状態を放置することは、今後の日韓関係をさらに歪んだものとしかねない。竹島が日韓どちらの領土か感情的に争う前に、歴史の事実を明らかにし、客観的に事実を検証する時に来ている。それを歴史認識といった曖昧な姿勢で過去を問題にし続ける限り、相互不信は解消されることはないからだ。幸いなことに、これまで日韓の間に領土問題は存在しないとしてきた韓国側が、『独島・六世紀以来韓国の領土』を刊行し、その後も国際社会に向けて広報活動を持続的に行っている。この事実は、韓国側が政府レベルで領土問題の存在を認めた証である。その嚆矢となる『独島・六世紀以来韓国の領土』に対し、史的検証を加え、その問題点を指摘できることは、竹島問題の解決に向けて、日本側の橋頭堡が一つ築けたということである。

- 註 1. 外務省ホームページ www.mofa.go.jp 外務省：外務大臣会見録（平成 19 年 8 月）、「竹島問題」
- 註 2. 1953 年 7 月、外務部長官卞栄泰の声明文の一部。続いて、「日本が独島を奪おうとすることは、韓国の再侵略を意味するということだ」としている。近年の韓国の盧武鉉大統の発言にも、同様の歴史認識が示されている。
- 註 3. 『独島・六世紀以来韓国の領土』韓国語版 24 頁。
- 註 4. 『三国史記』「新羅本紀第四」、智証王十三年条
- 註 5. 「地方一百里」は、疆域を示す伝統的な漢文表記で、于山国の広さがおよそ一辺百里（日本の十里に該当）の百里四方であったことを示している。この場合、于山国の領地は鬱陵島一島ということになる。
- 註 6. 『三国遺事』卷第一、「紀異」卷第一「智哲老王」条
- 註 7. 竹島の呼称は 1905 年 1 月 28 日、内閣決議によって「該島ヲ竹島ト名ケ」てから始まる。江戸時代には松島と呼ばれ、フランスの捕鯨船リヤンクール号が 1849 年に松島を発見して以来、リヤンコ島とも呼ばれるようになった。
- 註 8. 『肅宗実録』肅宗二十二年丙子九月戊寅条
- 註 9. 当時、日韓両国政府は覚書を通じて、竹島の領有権を争った。日本政府は 4 回、韓国政府は 3 回、公式見解を示している。
- 註 10. 『世宗実録地理志』の底本となった『新撰八道地理志』が編纂される際は、諸島に関しては「諸島、陸地ヨリ相去ル水路ノ息数及ビ島中、前二在リテ、人民ノ接居、農作ノ有無ヲ開写スル事」が定められており、『東国輿地勝覽』の底本の一部ともなった『慶尚道統撰地理志』が編纂された際は、「地理誌統撰事目」に沿って編集がなされた。そこでは「海島。本邑某方ニ在リテ水路幾里。陸地ヨリ本邑ヲ去ルコト幾里。四面周回相距タルコト幾里。田沓（水に田、水田のこと）幾結。民家ノ有無」が記され、管轄する官庁所在地（陸地）からの距離と方向を明記することになっていた。
- 註 11. 『太宗実録』太宗十六年丙申九月庚寅条に、「金麟雨を以って武陵等処安撫使と為す」とし、「其の島に往きて、其の頭目の人を諭し以って来たれ」とある。従って太祖とあるのは誤りで、太宗の誤植である。
- 註 12. 金麟雨は太宗十六年丙申九月庚寅で、武陵等処安撫使を拝命し、『世宗実録』の世宗七年八月甲戌条でも、「金麟雨を以って于山武陵等処按撫使と為す」とし、「歲丙申、國家麟

雨を遣わし、尽く刷還を行なわしむ」としている。

註 13. 『太宗実録』太宗十六年丙申九月庚寅条

註 14. 朝鮮は、『太宗実録』太宗三年八月丙辰条で、鬱陵島からの流民の刷還が始めるが、『太宗実録』太宗十六年九月庚寅条で、かつて鬱陵島に渡った方之用が倭寇を装って対岸を襲った事実を重く見、倭寇の巣窟とされた対馬島に対しては警戒感を持っていた。『世宗実録』世宗二十八年丙寅十月壬戌条でも、判中枢院事の李順蒙は「倭人は一二に過ぎず、しかして本国の民、倭服を仮着し、党を成して乱を作す」と上書している。

註 15. 『太宗実録』太宗十二年四月己巳条

註 16. 『太宗実録』太宗十六年九月庚寅条

註 17. 『太宗実録』太宗十六年九月庚寅条

註 18. 『太宗実録』太宗十七年二月乙丑条

註 19. 韓百謙の『東国地理誌』(1615年編述。1640年刊行)「封疆」三十六丁では、新羅の疆域として、鬱陵島ではなく于山島として表記している。

註 20. 『英祖実録』英祖四十五年己丑十二月壬申条に「東国文献備考の刊を命ず。其の書の凡例、悉く文献備考に倣う。而して只我が朝のことを蒐輯せしめ、文学の臣を選び、以ってこれを頒たしむ」とあり。『英祖実録』英祖四十六年正月己丑条には、「上大臣を備堂に引見し、命じて文献備考を編輯せしむ」としている。

註 21. 『英祖実録』英祖四十六年閏五月辛酉条

註 22. 申景濬の『疆界誌』は、写本では『疆界誌』として伝わり、申景濬の文集である『旅庵全書』が昭和14年7月、新朝鮮社から刊行された際は、『疆界考』とされていた。

註 23. 従来『東国輿地志』は逸伝とされていたが、韓国の国立中央図書館に現存。

註 24. 宋炳基は改訂版『鬱陵島と独島』118頁で、按記すべてを『東国輿地志』からの引用と誤解しているが、原文によると柳馨遠の『東国輿地志』からの引用は、「于山鬱陵本一島」のみである。

註 25. 『承政院日記』英祖四十六年閏五月二日条には、「景濬草創して、啓禧、潤色す」とある。『東国文献備考』の「輿地考」は、申景濬の『疆界誌』を底本とし、編纂の過程で洪啓禧が潤色して、引用文までもが改竄されていた、と言うことである。

註 26. 『御用人日記』元禄九年一月二十八日条。『磯竹島事略』坤、「同月二十八日松平伯耆守江遣候奉書之留」:竹島問題研究会編『竹島問題に関する調査研究』「最終報告書」(資料編)所収、20頁

註 27. 『御用人日記』元禄九年八月六日条

註 28. 『肅宗実録』肅宗二十二年九月戊寅条

註 29. 『肅宗実録』には、「鬱陵子山西島監稅」とあり、『竹島考』には、「朝鬱兩島監稅將」と証したとある。

註 30. 『竹島紀事』元禄六年十一月朔日条:竹島問題研究会編『竹島問題に関する調査研究』「最終報告書」(資料編)所収、42頁~43頁

註 31. 国史編纂委員会編『邊例集要』下、卷十七、「鬱陵島」甲戌正月条(504頁)、

註 32. 同上

註 33. 『肅宗実録』肅宗二十二年九月戊寅条

註 34. 同上

- 註 35. 「元祿九丙子年朝鮮舟着岸一巻之覚書」によると、安龍福は朝鮮八道の地図を準備していた。
- 註 36. 韓国国立中央図書館蔵
- 註 37. 『頤斎乱稿』巻之十六、481 頁
- 註 38. 『頤斎乱稿』巻之十六、462 頁
- 註 39. 『研經齋全集』巻之二十、「題安龍福伝後」。高麗大学校中央図書館国書影印第十一号所収、434 頁
- 註 40. 拙稿「『竹島紀事』と『春官志』覚書」、『国際開発学研究』第 2 卷第 4 号、平成 15 年 劲草書房
- 註 41. 韓国側のサイトである <http://dokdo.naezip.net> では、「于山島は独島」の項目の中で、「輿地志の引用（于山は則ち倭の所謂松島なり）は于山島が独島である証拠 2」として『春官志 蔡陵島争界』について論じている。
- 註 42. 『星湖先生文集』巻六十七、「亡子正郎行録」では四巻とする。
- 註 43. ソウル大学校古典叢書『晝永編』ソウル大学校古典刊行会編、329 頁
- 註 44. 『成宗実録』成宗元年十二月甲寅条
- 註 45. 『成宗実録』成宗三年三月壬寅条
- 註 46. 『成宗実録』成宗十二年正月甲申条
- 註 47. 『成宗実録』成宗十三年二月甲辰条
- 註 48. 2005 年 9 月、「東北アジアの平和のための正しい歴史定立企画団」により刊行され、『三國史記』、『高麗史』、『朝鮮王朝実録』、『東国輿地勝覽』等より、主に蔡陵島に関する史料を収録する。編者は金柄烈氏、『独島資料集』とあるが、安龍福の証言と張漢相の報告以外、竹島に関する記事は収録されていない。
- 註 49. 『独島・六世紀以来韓国の領土』韓国語版 24 頁。
- 註 50. 葛生修亮が 1901 年に脱稿した『韓海通漁指針』では、竹島について「韓人及び本邦漁人は之をヤンコと呼」称していたとし、1904 年 9 月 25 日付の軍艦新高の日誌に、「韓人之を独島と書し、本邦漁夫等略してリヤンコ島と称せり」と記されている。
- 註 51. 『韓国水産誌』710 頁～711 頁
- 註 52. 『竹島及蔡陵島』43 頁
- 註 53. 『独島・六世紀以来韓国の領土』24 頁
- 註 54. 『大韓地誌』2 頁
- 註 55. 奎章閣資料叢書 錦湖シリーズ議政府篇『奏本』4、第四十七冊、613 頁
- 註 56. 檜垣直枝の『蔡陵島出張復命書』は明治 16 年 11 月 12 日、内務卿山田顕義より太政大臣三條実美に上申されている。